

(公 印 省 略)
三消団第 64 号
平成 22 年 12 月 28 日

三木市消防団
団 員 各 位

三木市消防団長
中 西 君 一

消防団員の服務規律の確保等について（通知）

消防団員各位には、日ごろから生業に励む傍ら、三木市の防火・防災活動にご尽力いただいておりますこと厚くお礼申しあげます。

さて、ご承知のとおり消防団員の身分は、非常勤の特別職の公務員（地方公務員法第3条第3項第5号）であり、市長の承認を得て、消防団長より任命されています。よって、当然のことながら、団員としてふさわしくない非行があった場合などには懲戒処分として、三木市消防団条例に基づき、免職されることがあります。

市民からは、「地域に根ざした消防団」への期待は非常に大きなものがある反面、団員の方々の行動（公私を問わず）等についても厳しい目が向けられております。

つきましては、年末年始の火災特別警戒を控え、忘年会、新年会等の機会も増えてはまいります。消防団員として十分自覚をいただき、節度ある行動をいただきますよう、下記のとおり通知します。

記

1 服務規律の確保について

- (1) 消防団員は、非常勤の公務員として公共の福祉のため消防事務に従事するという心構えを忘れず、秘密を守る義務など法令を遵守し、上司の指揮命令のもとに一致協力すること。
- (2) 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、著しくその活動能力を低下させる等の集団的行動を行わないこと。
- (3) 消防団員は、常に災害の予防及び警戒活動に努め、災害に際しては消防団の使命を自覚して職務に従事すること。

- (4) 職務に関し金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。
- (5) 常に、機械器具その他消防団の設備器材の維持管理に務め、職務以外にこれを使用しないこと。
- (6) 被服等は大切に保管し、職務以外に使用し、又は他人に貸与しないこと。
- (7) 市長の許可なく、消防団又は消防団員の名義をもって寄付を募り、又は営利行為を行わないこと。
- (8) 消防団又は消防団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。

2 交通事故防止について

- (1) 消防団員は、非常勤の公務員として、率先して交通事故防止を推進すべき立場にあることを自覚し、公務中、私用中を問わず自動車等の運転に当たっては、交通法規を遵守し、交通事故の防止と安全運転の励行に努めること。
- (2) 飲酒運転、危険な運転は絶対に行わないこと。
火災等の災害時における出動も同様です。
- (3) 万が一交通事故を起こした場合は、人身・物損・単独等の種類を問わず、警察へ通報すると共に、負傷者の救助・救護を行うこと。
- (4) いかなる事故であっても、飲酒に伴う事故については、必ず上司に報告すること。

3 その他

消防団活動は、特別な場合を除きチームで行動することが要求されています。日頃からのチームワーク形成のため各分団・班では、研修旅行や親睦行事が行われていますが、非常勤の公務員としての自覚に立ち、お互いを尊重し他人に迷惑を掛けないようお願いいたします。